

退職互助部説明

PART⑥

～ 福祉厚生事業について(検(健)診・ドック補助) ～

(一財)長崎県教職員互助組合



この動画では、福祉厚生事業について説明致します。

2 福祉厚生事業一覧

(1) 福祉給付金

身体障害者手帳を所持し、福祉医療費が市町から給付され医療補助金の対象とならない方へ毎年度1万円を給付します。

(2) 指定旅館利用補助

互助組合が指定する宿泊施設に宿泊利用する際に、1泊2,000円を補助します。

(3) 検(健)診・ドック補助

保険診療外の検診やドックを受診した際の経費を年度15,000円を限度に補助します。

(4) ふるさと便り

福岡県以外の県外在住の組合員へ長崎の近況を隔年1回お知らせします。

(5) セカンドライフサポート事業

退職後の生活に役立つ情報提供や、組合員同士の交流の場を提供します。

(6) 支部活動

居住される地域毎に配置された支部により、役員の方々により各種事業が実施されています。

(7) 全教互会員証割引事業

提携している全国の施設で会員証の提示により割引や特典が受けられます。



福祉厚生事業には7種類の事業がありますが、この動画では、3検診ドック補助の説明を行います。

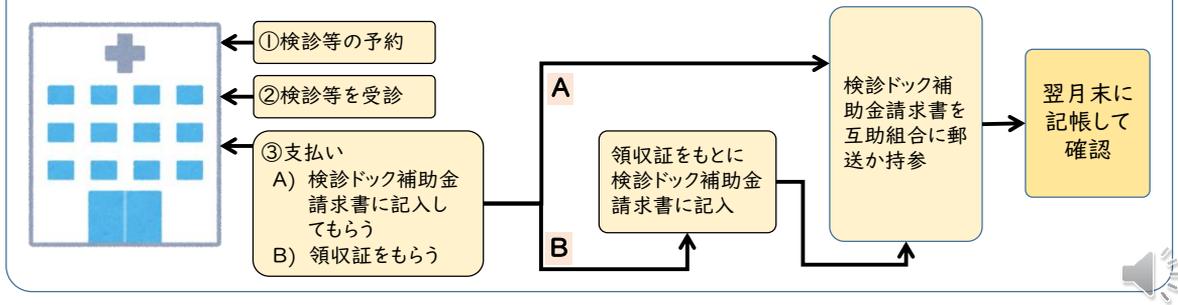
(3) 検(健)診・ドック補助

【対象者】 退職組合員本人及び退職加入配偶者

【補助額】 年度15,000円を上限に補助

【送金日】 原則、請求書を互助組合が受付けた日の翌月末日

【送金までの流れ】



対象者は退職組合員及び退職加入配偶者です。

年度15,000円を上限に補助します。

送金は、請求書を互助組合が受け付けた日の翌月末日です。

送金までの流れです。

医療機関等の指定はありませんので、利用したい医療機関に検診の予約をして受診してください。

受診後の支払い時に、検診ドック補助金請求書を持参し記入してもらうか、領収証をもらってください。

医療機関に記入してもらった場合は、そのまま互助組合に送付してください。

領収証で請求される場合は、ご自身で検診ドック補助金請求書に記入し、領収証を添付して互助組合に送付してください。

これで請求は完了です。

(3) 検(健)診・ドック補助

【請求方法】

- ① A型請求
(医療機関に検診ドック補助金請求書を持参し記入してもらう)
- ② B型請求
(領収証等を元に自身で検診ドック補助金請求書に記入する)

記入例等については、最新の退職互助部ハンドブックをご覧ください。



請求方法は送金までの流れでも説明したように、医療機関に記入してもらう方法と領収証をもとにご自身で記入し請求する方法があります。
書き方等については退職互助部ハンドブックをご確認ください。

(3) 検(健)診・ドック補助

【注意事項】

- 領収証に検診内容等が記入されていない場合は、付記してもらるか明細を添付してください。(記載がない場合は、返送する場合があります)
- 医療保険が適用された検診等は、本事業の対象とはならず、医療補助金事業の対象です。
- 送金手数料が送金の都度かかりますので、医療補助金等と併せてできるだけまとめて請求してください。



注意事項です。

1つ目 領収証に検診内容等が記載されていない場合は、領収証に付記してもらるか、明細を添付してください。

検診内容がわからない場合は返送する場合があります。

2つ目 医療保険が適用された検診等は、この検診ドック補助の対象ではなく医療補助金の対象となりますのでご注意ください。

3つ目 送金手数料が送金の都度かかりますので、医療補助金の請求と合わせるなどして、できるだけまとめて請求してください。